

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知） 一部改正新旧対照表（案）

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号 <u>最終改正 令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 3654 号</u></p> <p>第 1～第 8 （略）</p> <p>第 9 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u></p> <p><u>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</u></p> <p><u>2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 8 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p>第 10 その他</p> <p><u>1 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。</u></p> <p><u>2 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）</u></p>	<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号 <u>最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 2993 号</u></p> <p>第 1～第 8 （略）</p> <p>第 9 固定価格買取制度との調整</p> <p>本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 10 その他</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。

3～9 (略)

10 要綱の附則で定める農村振興局長が別に定める事業とは、別表2-1の区分4に掲げる事業とする。また、事業対象は、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号)別紙4-1第2の2及び別紙4-2の取扱い2第2の1の(11)に掲げる事業により整備された農業集落排水施設に接続する場合に限るものとし、事業期間は令和4年度までとする。

附 則

1 (略)

2 要領第6の1の(6)の都道府県ため池対策実施計画の策定は、令和2年度新規採択地区から作成するものとする。

別記 (略)

要領別表1 (略)

要領別表2 (防災減災対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 危機管理対策	ア 危機管理システム等整備	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(3) ため池防災環境整備	(略)	(略)	(略)

1～7 (略)
(新設)

附 則

1 (略)

2 要領第6の1の(6)の都道府県ため池対策実施計画の策定は、平成32年度新規採択地区から作成するものとする。

別記 (略)

要領別表1 (略)

要領別表2 (防災減災対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 危機管理対策	ア 危機管理システム等整備	(略)	(略)
	イ 安全確保対策	農業用排水施設への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備	
(3) ため池防災環境整備	(略)	(略)	(略)

要領別表 2-1 (水質保全対策関連)				要領別表 2-1 (水質保全対策関連)			
区分	工種	内容	実施要件	区分	工種	内容	実施要件
1 (略)	(略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 水質保全施設整備	(1)～(5) (略)	(略)	<p>農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる(a)から(c)までのいずれかの地域であること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>本事業を実施しようとするときは、要綱第 7 に基づく事業の申請等とあわせて(注 1) 1 の書類を提出するものとする。</p>	2 水質保全施設整備	(1)～(5) (略)	(略)	<p>農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる(a)から(c)までのいずれかの地域であること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>本事業を実施しようとするときは、要綱第 7 に基づく事業の申請等とあわせて(注) 1 の書類を提出するものとする。</p>
3 (略)	(略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 農村環境水質保全整備	<u>単独処理浄化槽転換整備</u>	<p><u>特定既存単独処理浄化槽を撤去し、農業集落排水施設に接続するために必要な以下の整備</u></p> <p><u>①末端受益 1 戸までの本体管路及び公共共ますの整備</u></p> <p><u>②特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備</u></p>	<p><u>農業集落排水事業計画区域において、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 12 条の 5 に規定された公共浄化槽の設置計画を策定した区域であり、市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限る。また、以下 i の(a)から(f)までのいずれかの地域に該当し、ii 及びiiiの要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>i (a) 農業集落排水施設の接続率が 50% 以下の市町村であること。</u></p> <p><u>(b) 市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画（以下「転換計画」という。）を定めていること。</u></p> <p><u>(c) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する指定地域であること。</u></p> <p><u>(d) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<p>号) 第4条の2により指定された地域であること。</p> <p>(e) 水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点区域であること。</p> <p>(f) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第2条に定める有明海及び八代海等の流域であること。</p> <p>ii 浄化槽法附則第11条に基づき、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行う特定既存単独処理浄化槽であること。</p> <p>iii 特定既存単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水施設へ接続することについて地域の合意が得られていること。</p> <p>iの(b)の地域において本事業を実施しようとするときは、要綱第7に基づく事業の申請等とあわせて(注2)の転換計画を提出するものとする。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

(注1) (略)

(注) (略)

(注2)

転換計画の内容は、次のとおりとする。

(a) 市町村における単独処理浄化槽の現状(残存基数、周辺環境に及ぼす影響)

(b) 市町村における単独処理浄化槽の廃止・転換に向けた方針

(c) 浄化槽法に基づく、浄化槽処理促進区域の指定、都道府県知事による除却等に関する指導状況

(d) 特定既存単独処理浄化槽の廃止及び転換計画数(残存基数、合併処理浄化槽への転換基数、農業集落排水施設への接続基数、廃止基数)

(新設)

要領別表 2-2 (略)

要領別表 3 (ため池の保全・避難対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1)ため池の 保全・避難対 策	ア ハザードマ ップ作成	(略) (イ) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマッ プを関係住民等に <u>速やかに</u> 周知すること。 (略)
	(略)	(略)

要領別表 2-2 (略)

要領別表 3 (ため池の保全・避難対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1)ため池の 保全・避難対 策	ア ハザードマ ップ作成	(略) (イ) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマッ プを関係住民等に周知すること。 (略)
	(略)	(略)

別記参考様式第1号

長寿命化・防災減災計画

<計画の名称>
○○計画

<計画主体>
○○県

<計画の期間>
○年度～○年度

第1 地域の概要
・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、水利施設の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等
・生産緑地又は市街化調整区域で事業を実施する場合、受益地内に実施要領第4に規定する条件のいずれに該当するか記載

第2 課題及び事業の目的
・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、維持管理上の課題、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果 等

目標
【目標】○○川右岸における△△用水路の機能保全計画策定・長寿命化
【評価指標】機能保全計画を策定する用水路 ○○km

【目標】○○地域における洪水被害の防止
【評価指標】洪水被害が防止される面積 ○ha（防災受益面積） など

交付対象事業

対策名	交付対象事業名	事業内容（工種）	地区名	事業実施主体	関係市町村	受益面積 [ha]	事業量	工期	総事業費	受益者数	備考
(記載例)											
長寿命化対策	機能保全計画策定等	用水路機能診断・計画策定	△△地区	□□市	□□市	-	L=○km	H30	○千円	-	
長寿命化対策	水利施設整備	用水路補修	△△地区	○○県	□□市	△ha	L=○km	R1-R3	○○千円	○者	
防災減災対策	農業用排水施設整備	排水路整備	△△地区	○○県	◇◇町	△ha	L=○km	R1	○○千円	○者	
ため池の保全・避難対策	ハザードマップ作成	ハザードマップ作成	△△地区	◇◇町	◇◇町	-	N=3箇所	R1	○千円	-	
合計（計画全体）			4地区						○○千円		

注：長寿命化・防災減災計画の変更及び達成状況の報告について、変更箇所は二段書とし、変更前を上段に括弧書き、変更後の内容を下段に追記する。

別記参考様式第1号

長寿命化・防災減災計画

<計画の名称>
○○計画

<計画主体>
○○県

<計画の期間>
平成○年度～平成○年度

第1 地域の概要
・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、水利施設の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等
・生産緑地又は市街化調整区域で事業を実施する場合、受益地内に実施要領第4に規定する条件のいずれに該当するか記載

第2 課題及び事業の目的
・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、維持管理上の課題、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果 等

目標
・機能保全計画を策定する用水路 ○○km

・洪水被害が防止される面積 ○ha（防災受益面積） 等

交付対象事業

対策名	交付対象事業名	事業内容（工種）	地区名	事業実施主体	関係市町村	受益面積 [ha]	事業量	工期	総事業費	受益者数	備考
(記載例)											
長寿命化対策	機能保全計画策定等	用水路機能診断・計画策定	△△地区	□□市	□□市	-	L=○km	H30	○千円	-	
長寿命化対策	水利施設整備	用水路補修	△△地区	○○県	□□市	△ha	L=○km	H31- H33	○○千円	○者	
防災減災対策	農業用排水施設整備	排水路整備	△△地区	○○県	◇◇町	△ha	L=○km	H31	○○千円	○者	
ため池の保全・避難対策	ハザードマップ作成	ハザードマップ作成	△△地区	◇◇町	◇◇町	-	N=3箇所	H31	○千円	-	
合計（計画全体）			4地区						○○千円		

注：長寿命化・防災減災計画の変更及び達成状況の報告について、変更箇所は二段書とし、変更前を上段に括弧書き、変更後の内容を下段に追記する。|

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）
第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申
請します。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30～ <u>R2</u>	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30～ <u>R4</u>	〇〇百万円

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）
第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申
請します。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30～ <u>H32</u>	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30～ <u>H34</u>	〇〇百万円

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記計画について、認定したので通知する。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30~ <u>R2</u>	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30~ <u>R4</u>	〇〇百万円

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記計画について、認定したので通知する。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30~ <u>H32</u>	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30~ <u>H34</u>	〇〇百万円

別記様式第4号 (略)

別記様式第5号 (略)

別記参考様式第6号

別記参考様式第6号

1 ため池の整備方針									
【基本的な考え方】 (1)今後の見直し									
(2)ため池の防災・減災対策の基本的考え方									
(3)管理等の技術支援									
2 防災重点ため池の対策実施計画及び実績									
(1)防災重点ため池数:○○○か所									
(2)実施計画及び実績									
区分	対策必要ため池数 (箇所)	H○まで実施済 (箇所)	左記の年度毎内訳(当園5か年程度)					備考	
			H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)		
対策段階①	ため池マップ作成・公表							備考欄にマップ数を記載	
	緊急連絡体制の整備								
	浸水想定区域図作成								
	ため池データベースの整備								
	地域防災計画への位置付け								
対策段階②	ハザードマップ作成・公表								
	水位計設置等の観測設備設置								
対策段階③	豪雨対策調査								
	耐震対策調査								
	うち豪雨対策								
④	うち耐震対策								
	老朽化対策								
⑤	ため池廃止								

別記様式第4号 (略)

別記様式第5号 (略)

別記参考様式第6号

別記参考様式第6号

1 ため池の整備方針									
【基本的な考え方】 (1)今後の見直し									
(2)ため池の防災・減災対策の基本的考え方									
(3)管理等の技術支援									
2 防災重点ため池の対策実施計画及び実績									
(1)防災重点ため池数:○○○か所									
(2)実施計画及び実績									
区分	対策必要ため池数 (箇所)	H○まで実施済 (箇所)	左記の年度毎内訳(当園5か年程度)					備考	
			H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)	H○ (箇所)		
対策段階①	ため池マップ作成・公表							備考欄にマップ数を記載	
	緊急連絡体制の整備								
	浸水想定区域図作成								
	ため池データベースの整備								
	地域防災計画への位置付け								
対策段階②	ハザードマップ作成・公表								
	水位計設置等の観測設備設置								
対策段階③	豪雨対策調査								
	耐震対策調査								
	うち豪雨対策								
④	うち耐震対策								
	老朽化対策								
⑤	ため池廃止								

附 則

1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。

2 この通知による改正規定は、令和2年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和元年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前のとおりとする。